

沖縄県立芸術大学芸術文化研究所公開講座材料費取扱要項

令和3年11月11日

沖芸大要項第7号

(目的)

- ・ この要項は、沖縄県立芸術大学芸術文化研究所（以下「研究所」という。）が実施する公開講座における材料費の取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(材料費の徴収)

- ・ 研究所の実施する公開講座に必要な材料費について、受講者から現金徴収することができる。
 - ・ 材料費は、公開講座の受講の申込みを受理するときに徴収し、領収書を発行する。
- ※材料費とは、公開講座の実施に際し、材料・道具・テキスト・その他消耗品の購入費をいう。

(材料費の還付等)

- ・ 徴収した材料費を精算し、残金が生じた場合には、原則として受講生に還付する。
- ・ 徴収した材料費は特別な理由があると認めた場合、研究所において協議のうえ還付する。

(管理運営)

- ・ 徴収した費用については、研究所でもって適正に管理し、執行する。
- ・ 材料費で購入した物品は、各受講者の所有とする。

(収支報告)

- ・ 公開講座担当教員は講座終了後に領収書等の証拠書類を添え、研究所長に対し収支報告する。

(証拠書類の保存)

- ・ 領収書等の証拠書類及び関係帳簿は研究所において5年間保存するものとする。

この要項に定めのない事項については芸術文化研究所において協議のうえ決定する。

附 則（令和3年11月11日学長決裁）

この要項は、令和3年11月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。